

2006年5月11日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略につ
いて（答申）

2006年5月11日付けで諮問（第191号）された固定資産の評価及び価格
の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させること
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性
があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことの合理的理由がある
と認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務を執行するに当たり必要な個人情報を目
的外に利用する必要性及び本人に通知しないことの合理的理由は次のとおりであ
る。

(1) 諮問に至った経過

都市計画は、都市づくりを計画的に誘導し、人々の健康で文化的な生活と機
能的な活動を確保するために、土地の合理的な利用や都市の根幹となる施設、
秩序ある市街地づくりを総合的に計画し効果的に実現するための制度で、都市
計画基礎調査の結果に基づき定めるものとされている。

この都市計画基礎調査は、都市計画法第6条の規定に基づき、概ね5年毎に実施される、都市の動態を把握すると共に、都市計画の立案、進行管理のための、都道府県単位での唯一の調査である。

調査結果は、広域（首都圏）的視点からの人口収容計画及びそれに伴う土地利用計画、交通計画等に活用されているほか、各都市における地区単位での動態も捉えられていることより、近年の都市計画分野での地方分権の進展に伴っての地区単位、街区単位での都市計画立案のための調査としても活用領域は広がってきており、当該調査における市町村の役割も相対的に拡大してきている。

今年度は調査実施年に当たり、神奈川県からの依頼により、本市も共同して調査に取り組むこととしている。調査にあたっては、市内全域の土地利用現況及び建物利用現況についての個人情報が必要となるが、対象範囲が市域全域にわたることから、その件数が膨大となるため、限られた期間において実施するためには、資産税課で保有する固定資産課税台帳の情報を利用することが、本調査業務の執行上、最も合理的と考えることから本審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

本調査で必要とする土地及び建築物にかかる個人情報は、市内全域の土地と建築物に及ぶことから、その件数が膨大になり、本人から収集する場合、膨大な時間、労力、費用を要すること。また、県への提出期限が平成18年12月末日であることから、限られた時間の中での本人からの収集は、集計分析作業まで行う本調査の執行上著しい支障があること。さらに、同情報をすでに電子データとして保有している資産税課の固定資産課税台帳を利用させることが合理的であることから、目的外利用させる必要性がある。

ア 目的外に利用する課

都市計画課

イ 利用させる個人情報

本調査で、都市計画法第6条及び国土交通省令第5条第1項に規定されている調査項目のうち、個人情報を用いて調査を行う事項並びに必要な個人情報は、表-1に掲げるもの。

表-1 個人情報を用いて行う調査項目並びに必要な個人情報

調査事項	必要な個人情報
・土地利用	・所在地番（土地） ・現況地目（土地） ・現況地積（土地）

<ul style="list-style-type: none"> ・家屋利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地番（家屋） ・区分所有家屋情報（家屋） ・家屋形状（家屋） ・現況用途（家屋） ・現況構造（家屋） ・地上部分（家屋） ・地下部分（家屋） ・床面積（家屋） ・課税、非課税（家屋） ・区域区分（家屋） ・所在地（家屋） ・棟番号（家屋） ・家屋番号（家屋） ・延床面積（家屋） ・建築年次（家屋）
---	--

ウ 引き渡す方法

電子媒体

(3) 本人通知の省略について

第一に、収集した情報はあくまで本調査に係る統計的処理のために用いるものであり、本人の不利益とはならないこと。第二に、市内全域の土地及び建築物についての情報であることから、件数が膨大になり、個別での本人通知には、その費用、労力ともに膨大になり、非合理的であること。及び、事前に都市計画課が市の広報に個人情報をも本人以外のものから収集し、目的外利用を行う旨を掲載する予定であることから、本人通知を省略するものである。

(4) 実施時期

2006年6月20日予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、以下(1)から(2)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

本調査で必要とする土地及び建築物にかかる個人情報は、市内全域の土地と建築物に及ぶことから、その件数が膨大になり、本人から収集する場合、膨大な時間、労力、費用を要すること。また、県への提出期限が平成18年12月

末日であることから、限られた時間の中での本人からの収集は、集計分析作業まで行う本調査の執行上著しい支障があること。さらに、同情報をすでに電子データとして保有している資産税課の固定資産課税台帳を利用することが合理的であることから、目的外利用させる必要性が認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人への通知の省略について

第一に、市内全域の土地及び建築物についての情報であることから、件数が膨大になり、個別での本人通知には、その費用、労力ともに膨大になり、非合理的であること。第二に、利用させる情報はあくまで本調査に係る統計的処理のために用いるものであり、本人の不利益とはならないこと。及び、事前に都市計画課が市の広報に個人情報をも目的外利用をすることにより本人以外のものから収集する旨を掲載する予定であることから本人通知を省略する合理性が認められる。

以 上